

略式代執行により危険空家の除却を実施します

～安全でうるおいのある住環境の整備に向けて～

市内3例目

令和4年 6月29日

京丹後市役所

京丹後市では、所有者が不存在である空家1カ所について、倒壊等により前面道路の通行者等に危害を与える危険性が高まっていることから、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、略式代執行により除却を実施することとしましたのでお知らせします。

1 空家等の概要

- (1) 所在地 ①京丹後市網野町網野2824番地21、2824番地23
②京丹後市網野町網野小字上小路832番地、家ノ上2824番地24
- (2) 用途 ①店舗兼居宅 ②居宅兼店舗
- (3) 構造 ①鉄骨造陸屋根2階建 ②木造セメント瓦・瓦葺2階建
- (4) 規模 ①160.72平方メートル ②196.43平方メートル
- (5) 所有者 なし

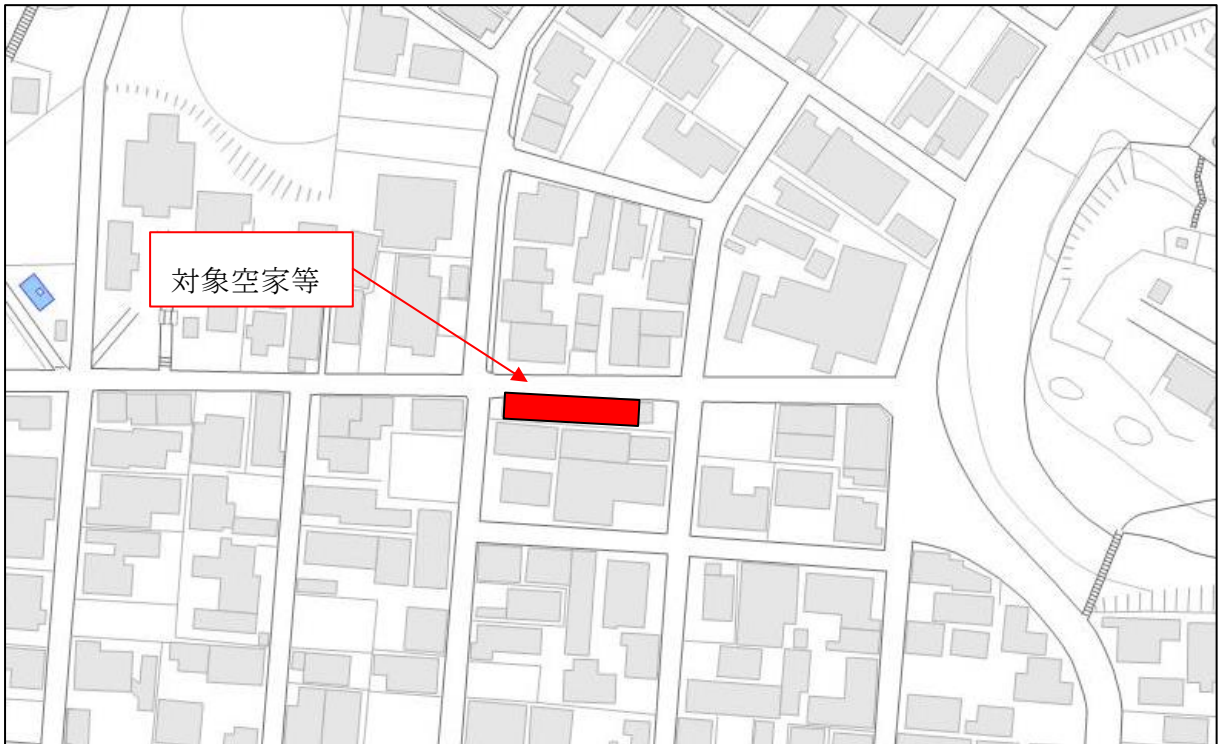
2 略式代執行の実施について

- (1) 着手日時 令和4年7月4日(月) 午前8時半～
※天候状況により変更する場合があります。
- (2) 場所 別添地図参照
- (3) 実施内容 ・執行宣言
・空家残置物廃棄等(7月4日～7月中旬まで)
・空家の除却工事(残置物撤去後～9月末まで)
※天候状況により作業内容を変更する可能性があります。
- (4) 実施理由 空家等の腐朽が進行し、前面壁が崩壊し一部部材が前面道路に飛散するなど、倒壊により道路通行者等に影響を及ぼす恐れがあり、通行者等の安全を確保する必要があるため。
- (5) 経過
平成29年6月 所有者死亡により空家となる。
令和2年11月 部材の飛散等、周辺に危険を及ぼすおそれがあるため、フェンスバリケードの設置、注意喚起の表示
令和3年4月 外壁が崩落し、隣家の敷地等に落下するなど危険な状態が確認されたため、崩落した外壁部材を撤去
令和3年5月 崩落の恐れがある外壁部材の撤去、壁面のシート養生を実施
令和3年6月 特定空家等として判断
令和4年5月30日から6月13日までの間、公告を行ったものの除却されず

■お問い合わせ先

京丹後市建設部都市計画・建築住宅課
(TEL0772-69-0530 FAX0772-72-5421)

位置図



写真



○空家等の対策の推進に関する特別措置法

(定義)

第2条第2項 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(特定空家等に対する措置)

第14条第10項 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。